

（仮称）鎌倉市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

条例制定の趣旨

ある日突然、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者やその家族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害はもとより、誹謗中傷や配慮に欠けた周囲の対応及び言動等による精神的な苦痛により、二次被害にも苦しむ場合があります。

また、被害に遭った直後ばかりでなく、日々の生活が続けながら、その後も犯罪によって受けた心身の傷と向き合わなければなりません。

犯罪被害に遭われ、様々な困難を強いられている方々の負担を少しでも軽減するため、身近な行政である市が、県をはじめ様々な関係機関等と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、二次被害が生じることのないよう配慮して支えていくことが必要です。

そこで、市において（仮称）鎌倉市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の方々への支援に係る基本理念及び市の責務や市民等と関係機関、事業者などの役割を明らかにするとともに、一日でも早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう支援の基本事項を定め、犯罪被害者等の方々の権利利益の保護並びに被害の軽減及び早期回復を図り、市が目指す「誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けた取組を進めます。

条例制定の背景

1 国と県の動向

(1) 国

平成 16 年（2004 年）に犯罪被害者等基本法が制定されました。同法では、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」を目的に、基本理念として、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する」ことを規定しています。また、同法では国及び地方公共団体の責務が規定されており、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを規定しています。

令和 3 年（2021 年）に策定された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（計画期間：令和 3 年～7 年度）では、国は地方公共団体に犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと、また、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられました。

(2) 神奈川県

平成 21 年（2009 年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、この条例に基づく「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、総合的、計画的な取組を進めるとともに、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、様々な相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

2 本市の方向性

市では平成 30 年（2018 年）に、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、多様性を認め、互いを思い、生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を進めており、令和 2 年度における福祉総合相談窓口と一般相談窓口を統合した「くらしと福祉の相談窓口」の開設、令和 4 年度における重層的支援体制整備事業の開始など、相談者に十分に寄り添うことができるよう様々な支援者による包括的な支援体制を構築してきたところです。

犯罪被害者等の支援においては、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携しながら支援していく必要があり、これまで構築してきた支援体制を十分活用しながら、包括的な支援を目指していきます。

条例の骨子

1 条例の目的

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律 161 号）の趣旨にのっとり、「犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、まちづくりの基本的な施策として、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

(1) 犯罪等

法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいいます。

具体的には、犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、主に、殺人罪、強盗致傷罪、不同意性交罪、不同意わいせつ罪、監護者わいせつ罪などをいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者で市内に住所を有する者及びその家族又は遺族、その他これらの者に準ずると市長が認める者をいいます。

(3) 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する

者又は市内において活動を行う者をいいます。

(4) 事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(5) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいいます。

(6) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。

(7) 民間支援団体

犯罪被害者等の支援を行う民間団体をいいます。

(8) 関係機関等

国、その他の公共団体、警察、民間の支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいいます。

3 基本理念

(1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとします。

(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進されるとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとします。

(3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止に配慮して行われなくてはならないものとします。

4 市の責務、市民等、事業者の役割

(1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施するとともに、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとします。

(2) 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとします。また、この条例に基づき市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。また、市が行う犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

5 条例に基づく施策等

(1) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を行うものとします。また、市は、犯罪被害者等の支援を行うための窓口を設置するものとします。

(2) 犯罪被害者等への支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次の施策を行うこととします。

- ① 経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給による支援
- ② 法律上の問題に直面している場合の法律相談に係る支援
- ③ 家事、子育て等を行うことが困難となった場合の家事、子育て等に係る支援
- ④ 精神的な被害を受けた場合の心理相談に係る支援
- ⑤ 従前の住居に継続して又は一時的に居住することが困難となった場合の転居や一時避難などに係る支援
- ⑥ 雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援

(3) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力して、被害者等に必要な情報を提供するとともに、助言又は必要な支援を行います。

(4) 人材育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を行います。

(5) 民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において、民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。

(6) 市民等への啓発活動等

市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について、市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を行います。

6 支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合、その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないこととします。

7 意見の反映

市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとします。

施行期日

令和7年（2025年）4月1日